

平成 26 年 6 月 17 日招集

平成 26 年第 2 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

議案第 40 号	燕市税条例の一部改正について-----	1 頁
議案第 41 号	燕市国民健康保険税条例の一部改正について-----	9 頁
議案第 42 号	燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について-----	12 頁
議案第 43 号	燕市老人医療費助成条例の一部改正について-----	14 頁
議案第 44 号	燕市学校給食センター条例の一部改正について-----	17 頁
議案第 45 号	燕市附属機関設置条例の一部改正について-----	19 頁
議案第 46 号	平成26年度燕市一般会計補正予算（第3号）-----	別冊

燕市税条例の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）の一部を次のように改正するものとする。

平成26年6月17日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第21条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第22条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第36条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第36条の5第1項中「当該年度の前年度において第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

第37条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第40条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第45条及び第47条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第70条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の3中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条の4中「附則第18条第1項」の次に「、附則第18条の2第1項」を加える。

附則第15条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

	5,000円	6,000円
	3,600円	4,300円

附則第15条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第21条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第21条第1項」に、「配当所得の金額(以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第21条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第18条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第21条及び第22条の3」を「第21条第1項及び第2項並びに第22条の3」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第21条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」

を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第18条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第21条第1項及び第2項並びに第22条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第21条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第22条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条第1項」とあるのは「附則第18条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第18条の2の2から第18条の2の6までを削る。

附則第18条の3の2を削る。

附則第18条の5第5項第3号中「申告不要特定配当等に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第18条の6を削る。

附則第19条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第21条から第22条までを削り、附則第23条を附則第21条とし、附則第24条を附則第22条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 燕市税条例附則第4条の3の改正規定及び第21条から第22条までを削る改正規定並びに附則第23条を附則第21条とし、附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日
- (2) 燕市税条例第70条の改正規定並びに附則第3条及び第5条(この条例による改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)附則第15条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (3) 燕市税条例附則第18条の5及び第19条の2の改正規定 平成28年1月1日
- (4) 燕市税条例第12条、第37条、第40条及び附則第15条の改正規定並びに次条第4項、附則第4条及び第5条(新条例附則第15条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 燕市税条例第36条の2及び第36条の5の改正規定 平成28年10月1日
- (6) 燕市税条例第21条、附則第6条の4、第15条の3、第18条及び第18条の2の改正規定並びに第18条の2の2から第18条の2の6まで、第18条の3の2及び第18条の6を削る改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成29年1月1日
- (7) 燕市税条例第45条及び第47条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第4条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民

税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第21条第5項、附則第6条の4及び第18条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第22条の4の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第70条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第15条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第15条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第70条及び新条例附則第15条の規定の適用については、

次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第70条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
	3,600円	2,400円
新条例附則第15条の表以外の部分	第70条	燕市税条例の一部を改正する条例（平成26年燕市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第70条
新条例附則第15条の表第70条第2号アの項	第70条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
	3,600円	2,400円

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成26年6月17日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第13項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金

額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第15項及び第16項を削り、第17項を第15項とし、第18項を削り、第19項を第16項とし、第20項を第17項とする。

附則第21項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第18項とする。

附則中第22項を削り、第23項を第19項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市子どもの医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第114号）
の一部を次のように改正するものとする。

平成26年6月17日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市子どもの医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「満12歳(保護者が、当該子どもを含めて3人以上の子どもを有する場合は、満15歳)」を「満15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた通院の療養又は医療保険各法の規定による指定訪問看護を受けた場合の医療費の助成について適用し、施行日の前日までに行われた通院の療養又は医療保険各法の規定による指定訪問看護を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

燕市老人医療費助成条例の一部改正について

燕市老人医療費助成条例（平成18年燕市条例第124号）の一部を次のように改正するものとする。

平成26年6月17日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市老人医療費助成条例の一部を改正する条例

燕市老人医療費助成条例(平成18年燕市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第3条中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

第6条第1号中「高齢者医療確保法第67条第1項の規定の例により算定した額及びその他同法第50条の規定による被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額(市長が、同法第69条第1項各号の規定の例による措置をとる場合は、当該措置がとられた場合の額をいう。以下「一部負担金」という。)」を「医療保険各法に定める70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合の規定の例により算定した一部負担金の額及びその他医療保険各法による被保険者が医療保険各法の規定により負担すべき額に相当する額(保険者が医療保険各法の規定の例により一部負担金の減額等を行う措置を採る場合は、当該措置が採られた場合の額をいう。以下「助成後の一部負担金」という。)」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 助成後の一部負担金が医療保険各法の規定の例により高額療養費の支給要件に該当する場合には、医療保険各法の規定の例により算出した高額療養費に相当する額。この場合において、助成後の一部負担金は自己負担額を超えることはできない。なお、高額療養費は70歳に到達した者の規定の例によるものとする。

第7条を次のように改める。

(助成の方法)

第7条 市長は、対象者からの申請に基づき老人医療費を支払うものとする。ただし、対象者のうち医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から医療の給付又は指定訪問看護を受けた場合には、市長は保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に

老人医療費を支払うことによって助成を行う。この場合、対象者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対して助成後の一部負担金を支払うものとする。

第8条第1項第3号中「保険証」を「被保険者証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る老人医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後のこの条例の規定は、施行の日以後に対象者として認定される者について適用し、この条例の施行の際現に対象者として認定されている者については、現に交付されている受給者証の有効期間が到来するまでは、なお従前の例による。

燕市学校給食センター条例の一部改正について

燕市学校給食センター条例（平成18年燕市条例第85号）の一部を次のように改正するものとする。

平成26年6月17日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市学校給食センター条例の一部を改正する条例

燕市学校給食センター条例(平成18年燕市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
燕市西部学校給食センター	燕市栗生津6408番地

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

燕市附属機関設置条例の一部改正について

燕市附属機関設置条例（平成20年燕市条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

平成26年 6 月 17 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市附属機関設置条例の一部を改正する条例

燕市附属機関設置条例(平成20年燕市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	燕市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議すること。
----	-------------	--

」

を

「

市長	燕市いじめ等に関する調査委員会	燕市いじめ防止対策等専門委員会における調査結果について再調査すること。
市長	燕市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議すること。

」

に改め、同表に次のように加える。

教育委員会	燕市いじめ防止対策等専門委員会	市内の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒におけるいじめの発生の防止対策に関する事項を審議し、並びに重大事態について調査すること。
-------	-----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。